

新潟市老人憩の家（しあわせ荘）指定管理者申請者評価会議

公開プレゼンテーションの傍聴について

【傍聴に関する注意事項】

1 プレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することができない方

- （１）凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方
- （２）のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している方
- （３）酒気を帯びている方
- （４）会議を妨害、または議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる方

2 傍聴者の遵守事項

- （１）プレゼンテーション及びヒアリング中は静粛に傍聴することとし、発言はしないでください。また、拍手・野次その他の方法により、会議中の発言に対する批評または可否の表明はしないでください。
- （２）会場内での飲食や喫煙はしないでください。
- （３）写真撮影・録画・録音等は行わないでください。ただし、評価会議の許可を得た場合は可能となる場合があります。
- （４）プレゼンテーション及びヒアリング中は、秩序を乱したり議事運営に支障となる行為は行わないでください。
- （５）プレゼンテーション及びヒアリング中の入退室は、原則認めません。

3 違反に対する措置

- （１）上記事項に違反した傍聴者に対しては、会場からの退場を命じます。

4 傍聴者の受付

（１）傍聴者の受付時間

プレゼンテーション当日の午後０時３０分～午後０時４５分まで
北区役所３階 ３０１会議室入口で受付します。

- （２）傍聴者は、先着４名までです。
- （３）施設・団体ごとに受付をお願いします。